

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の新設等(市町村振興課)

字の区域の変更(〃)

字の区域の変更等(〃)

土地改良事業の認可(四件)(農村整備課)

土地改良法による換地処分(二件)(〃)

保安林の指定の解除(森林保全課)

保安林の指定予定(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(六件)(〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて同意を求める

ための発起人の届出(水産課)

基本測量の終了(管理課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

都市計画法第六十六条による告示(二件)(〃)

◇ 公 告 歯科技工士試験の実施(医務薬事課)

第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり新たに町の区域を画し、並びに字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第四項後段の規定に基づき鳥取新都市土地区画整理事業(十六工区)の宅地の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

同上の区域(平成六年十月十九日現在の地番による。)

若葉台南四丁目

生山字大鷲谷四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三二の一、四三三の次二及びこれらと一体をなす国有地
生山字芦谷四三三の二、四三四の一、四三四の二、四三五の一、四三五の二、四三六、四三六の二、五七五の一から五七五の三まで、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
生山字洞々谷四四一、四四一の一、四四二、四四三の一部、五七六の二の一部、五七六の五の一部、五七六の九の一部、五七六の一〇の一部及び四四二と一体をなす国有地
生山字本谷口の全域
生山字献上谷五七一の二から五七一の四までの一部、五七三、五七四

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成六年十月十九日現在の地番による。）
生山字大鷲谷	生山字大鷲谷のうち四二九の一、四二九の二、四三〇、四三一、四三二の一、四三二の次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字芦谷	生山字芦谷のうち四三三の二、四三四の一、四三四の二、四三五の一、四三五の二、四三六、四三六の二、五七五の一から五七五の三まで、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字洞々谷	生山字洞々谷のうち四四一、四四一の一、四四二、四四三の一部、五七六の二の一部、五七六の五の一部、五七六の九の一部、五七六の一〇の一部及び四四二と一体をなす国有地以外の区域
生山字献上谷	生山字献上谷のうち五七一の二から五七一の四までの一部、五七三、五七四以外の区域
廃止する字の名称	生山字本谷口

鳥取県告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による美敷地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字 の名称	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字美敷字宮ノ前	大字美敷字宮ノ前のうち二六三次一、九一四の二と一体をなす国有地以外の区域
大字美敷字大田	大字美敷字宮ノ前二六三次一、九一四の二と一体をなす国有地の一部 大字美敷字大田のうち二六四の三の一部、二六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字美敷字赤尾	大字美敷字清水谷三四三、三四三の一の一部 大字美敷字小縄手九一四の一、九一五の二 大字美敷字大田二六四の三の一部、二六五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字美敷字赤尾のうち二七三の五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部並びに三二二の一部と一体をなす国有地の一部
大字美敷字牛転美	大字美敷字清水谷三四三の一の一部 大字美敷字赤尾二七三の五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二七三の一と一体をなす国有地の一部 大字美敷字牛転美のうち三〇三の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字美敷字牛転美谷三〇九及びこれと一体をなす国有地の一部並びに八〇三の六と一体をなす国有地 大字美敷字柿ヶ坪三二一の一部、三二一の一、三二一の三の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二二の一部と一体をなす国有地の一部 大字美敷字清水谷三四三の一の一部及びこれと一体をなす国有地

大字美歎字牛転美谷	大字美歎字牛転美谷のうち三〇九及びこれと一体をなす国有地の一部並びに八〇三の六と一体をなす国有地以外の区域	地
大字美歎字柿ヶ坪	大字美歎字柿ヶ坪のうち三二一、三二一の一、三二一の三、三二二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字美歎字清水谷	大字美歎字清水谷のうち三四三、三四三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	
大字美歎字小縄手	大字美歎字小縄手のうち九一四の一、九一五の二以外の区域	

鳥取県告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三代寺地区の換地処分
の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年三月三十日現在の地番による。）
大字三代寺字仕揚水	大字三代寺字仕揚水のうち一五の五、一六の七以外の区域
大字三代寺字焼地	大字三代寺字焼地蔵のうち一八の一部、四五の一の一部及び

蔵	大字三代寺字栗井谷	大字三代寺字袋谷	大字三代寺字栗牛
<p>これらと一体をなす国有地並びに一七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字三代寺字五萬田一九〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一八九の四、一九〇の一の一部、一九〇の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三代寺字無領田一九一の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字三代寺字壹町田四五一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三代寺字焼地蔵一八の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字三代寺字栗井谷の全域</p> <p>大字三代寺字栗井谷口五六、五七、五九、六〇、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三代寺字口栗牛一〇五の一部、一〇六の一の一部、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五の一部、一〇六の二の一部、一〇七の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三代寺字五萬田一八九の四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三代寺字奥笑道の全域</p> <p>大字三代寺字笑道の全域</p> <p>大字三代寺字袋谷七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三代寺字柴ノ坂八四、八四の一、八五、八六、八七の一、八七の二、八八、八九の一、八九の二、九〇、九一、九二の一、九二から九七まで、九七の一、九八、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一から一〇三まで、一〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字三代寺字口栗牛一〇五の一部、一〇五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字三代寺字袋谷のうち七九、四五七の一、四五八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字三代寺字栗井谷口六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六一の一部と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字三代寺字柴ノ坂一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字三代寺字口栗牛一〇五の一部、一〇六の一の一部、一〇六の二の一部、一〇七の一の一部、一〇七の二、一〇八から一一〇まで、一一〇の一、一一一の一、一一一の二、一一二、一一</p>

大字三代寺字芳ヶ城	<p>三、四七三次一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字中栗牛の全域 大字三代寺字奥栗牛の全域 大字三代寺字五萬田一八九の四の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字三代寺字栗牛の全域</p>
大字三代寺字勝負谷	<p>大字三代寺字奥山提下の全域 大字三代寺字芳ヶ城の全域 大字三代寺字杉町の全域 大字三代寺字勝負谷一七一の二、四八四の二、四九四の三の一部、四九四の四及びこれらと一体をなす国有地 大字三代寺字発向田一七七、一七八から一八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三代寺字龜谷四九五の三の一部</p>
大字三代寺字龜谷	<p>大字三代寺字勝負谷のうち一七一の二の一部、一七一の二、四八四の二、四九四の三の一部、四九四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三代寺字龜谷四九五の四</p>
大字三代寺字五萬田	<p>大字三代寺字仕揚水一五の五、一六の七 大字三代寺字焼地蔵四五の一の一部及び一七の二と一体をなす国有地の一部 大字三代寺字口栗牛一〇七の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三代寺字龜谷一七六の二の一部、五〇六の七の一部、五〇七及びこれらと一体をなす国有地並びに一七六の二の一部と一体をなす国有地の一部 大字三代寺字発向田一七八から一八二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三代寺字五萬田のうち一八九の四の一部、一九〇の二の一部</p>

大字三代寺字穴清水	<p>部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八九の四の一部、一九〇の二の一部、一九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三代寺字無領田一九一の一部、一九二から一九六まで、一九七の二から一九七の三まで、一九八の二から一九八の八まで、一九九の二から一九九の四まで、二〇〇、二〇一の二から二〇一の三まで及びこれらと一体をなす国有地 大字三代寺字穴清水二〇四の二と一体をなす国有地の一部 大字三代寺字壱町田四五一と一体をなす国有地の一部 大字三代寺字山越通四七四の二、四七四の三</p>
大字三代寺字壱町田	<p>大字三代寺字穴清水のうち二〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三代寺字壱町田のうち四五一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字三代寺字山越通	<p>大字三代寺字山越通のうち四七四の二、四七四の三以外の区域</p>
廃止する字の名称	<p>大字三代寺字粟井谷口、大字三代寺字奥笑道、大字三代寺字柴ノ坂、大字三代寺字口栗牛、大字三代寺字中栗牛、大字三代寺字奥栗牛、大字三代寺字奥山提下、大字三代寺字杉町、大字三代寺字発向田、大字三代寺字無領田</p>

鳥取県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（営農活性化）三江地区農業用排水及び暗きょ排水）を平成七年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水及び暗きょ排水）を平成七年一月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業屋堂羅地区農道整備）を平成七年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業倉坂地区区画整理）を平成七年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る三代寺地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業に係る美歎地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字観音谷二六四九の五（次の図に示す部分に限る。）、二六四九の一一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市浜坂字北裏山一三八五の一六から一三八五の一八まで、一三八六の四、一三八六の一一三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字三徳字上段原頭一七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字加瀬木字イモフ谷二五五四の二・字西下モ河原二五五三の四・二五五三の五（以上三筆国有林）、二五五三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字家ノ向一三七の一五、一三八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字ハツタヒ三七一の三・三七一の五・字高平三七二の二・三七二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字母里山五七五の三、五七六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山五七六の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町岩立字榊水高原四の二〇・五の八・五の九・六の五・七の一・八の

一・一二の八四・一二の一六〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条の二第二項及び第三項に規定する同意を求めするために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二にお

いて準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	漁業者調書の縦覧	場 所	期 間
発起人になろうとする者の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字小羽 尾二四六 田 中 小次郎 岩美郡岩美町大字陸上 二二八二 中 嶋 壮 史 岩美郡岩美町大字田後 四一七 西 山 多美雄 岩美郡岩美町大字田後 三〇九 湯 口 幸 雄 岩美郡岩美町大字田後 三七五 山 根 猛 岩美郡岩美町大字網代 二八一―一七 浜 田 栄 昌 岩美郡岩美町大字網代 一八一 浜 田 達 美 岩美郡岩美町大字網代 三八九―一一	加入区 東加入区 田後加入区	漁業の区分 漁業災害補償法 第一百四条第二号に掲げる漁業	漁業者調書の縦覧 東漁業協同組合 田後漁業協同組合 網代港漁業協同組合

母木 俊雄

東伯郡赤碕町大字赤碕 一九六八―一二

田 中 弘 美

東伯郡赤碕町大字赤碕 一二三四

林 原 勤

東伯郡東伯町大字逢東 六五七

橋本 時之

鳥取市賀露町一七五七 一三〇二

船 本 幸 作

鳥取市賀露町一六四 一―一五

有限会社 協幸水産

鳥取市賀露町一三九三 岸 重 成

岩美郡岩美町大字浦富 二五三九―一五

有限会社 興洋水産

岩美郡岩美町大字浦富 二四七六

浜 野 久 男

岩美郡岩美町大字小羽 尾三五六

吉 澤 治 美

赤碕加入区

赤碕町漁業協同組合

沖合底びき網漁業

賀露漁業協同組合

浦富漁業協同組合

東加入区

小型いか釣漁業及び小型定置漁業

東漁業協同組合

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

東加入区

平成七年一月二十七日から二月十日まで

鳥取県告示第七十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定

定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業地域 八頭郡家町
- 三 終了年月日 平成六年十二月十五日

鳥取県告示第八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十六工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年八月三十日 鳥取県指令受都計三二二第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字御建古地灘道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎五八〇

医療法人 真誠会

理事長 小田 貢

鳥取県告示第八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年十一月三十日 鳥取県指令受都計三二二第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字切貫谷上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市嫁島町一―一二

積水ハウス山陰株式会社

代表取締役社長 大橋孝司

鳥取県告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・十号倉吉由良線、三・六・六号仲野町大正町線及び三・五・十八号瀬崎町金森町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町二丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 倉吉市福吉町、金森町、旭田町、新町三丁目、大正町及び大正町二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町二丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 平成五年一月鳥取県告示第四十一号の事業地に鳥取市秋里字皆竹畑及び字東皆竹を加え、同市秋里字出張、字宮ノ出口及び字松下地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成7年1月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

学説試験 平成7年3月6日（月）午前9時から
実地試験 平成7年3月5日（日）午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規

実地試験 歯科技工実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成7年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

5 受験願書の受付期間

平成7年2月9日（木）から同月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお郵送の場合は、平成7年2月17日（金）までの消印があるものに限りに受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書（所定の様式によること。）

(2) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成7年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シキ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとす。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、28,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成7年3月17日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話番号0857-26-7189）に照会すること。

平成6年度第3四半期（10月～12月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成7年1月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成6年度第3四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	3	0	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
 - 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで
- 2 平成6年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前もの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件数	5	0	1	0	1	7